◎新潟県警察本部告示第38号

新潟県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程(平成14年3月新潟県警察本部告示第1号)の一部を次のように改正し、令和4年6月13日から施行する。

令和4年6月10日

新潟県警察本部長 村田 達哉

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。)を加える。

 改
 正
 後
 改
 正
 前

(電磁的記録の公開の方法)

- 第5条 条例第14条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。
 - (1) (略)
 - (2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を警察本部長が保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。)を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- 2 (略)
- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、新潟県情報 通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成16年新潟県条例第83号)第4条第1項の規定に より同項に規定する電子情報処理組織を使用して 公開請求があった場合であって、警察本部長がその保有するプログラムにより公開を実施すること ができるときは、当該電磁的記録を当該電子情報 処理組織を使用して公開を受ける者の使用に係る 電子計算機 (入出力装置を含む。)に備えられたファイルに複写させる方法により公開を行うことができる。

(電磁的記録の公開の方法)

- 第5条 条例第14条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。
 - (1) (略)
 - (2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を警察 本部長が保有するプログラム (電子計算機に対 する指令であって、一の結果を得ることができ るように組み合わされたものをいう。)を使用し て用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- 2 (略)